

理事会において定める事項

スポーツ振興くじ助成事業にかかる諸謝金等に関する規程

平成21（2009）年10月3日制定

- 第1 諸謝金の上限は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが制定した最新の「スポーツ振興くじ助成金の手引き」の助成対象経費の基準等にある「労務を行った個人に対する報酬等」の上限単価を準用する。ただし、これに寄りがたい場合は、常務理事会において金額を決定する。
- 第2 旅費の上限は、独立行政法人日本スポーツ振興センターが制定した最新の「スポーツ振興くじ助成金の手引き」の助成対象経費の基準にある「旅費」を準用する。
- 第3 県内移動（市外）にかかる旅費は、第2を適用せず、特定非営利活動法人山形県サッカー協会制定の「旅費規程」を準用する。